



島根県報

平成22年12月3日（金）

第2,245号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 2

解除予定保安林 (") 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 3

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 3

開発行為に関する工事の完了 (") 3

【特定調達公告】

汎用電子計算機の賃貸借契約に係る随意契約の相手方等 (警察本部) 3

告 示**島根県告示第714号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 アミーゴ島根	通所介護	デイサービスセンター	雲南市大東町中湯石459番地	平成22年12月1日
	介護予防通所介護	うしお湯治村		

島根県告示第715号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町西比田2058
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第716号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町栃木1162-21
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第717号

平成22年島根県告示第659号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	山林の権利者	住 所
安来市広瀬町上山佐2540	永島専次郎	安来市広瀬町上山佐

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市東赤江町字別石243番、244番地2の一部
面積 515.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市東赤江町185番地1
三上 寿騎
三上 朋美

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公示する。

平成22年12月3日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

- 1 役務の名称
汎用電子計算機の賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 営業本部長 村上春生
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
252,252,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例公告を行った日
平成22年8月17日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。